

# 第 22 期第 10 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年 2月 16日（水）15時 00分 ～  
場所 唐津市水産会館 多目的ホール  
（唐津市海岸通り7182番地217）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和3管理年度における知事管理  
漁獲可能量の変更について（諮問） P 1 ～ P 4
- (2) 中型まき網・小型まき網・しき網漁業の許可方針（案）について  
（諮問） P 5 ～ P 1 6
- (3) 唐津市統括支所におけるカキの試験養殖について（協議） P 1 7 ～ P 2 9
- (4) 唐津市統括支所におけるワカメの試験養殖について（協議） P 3 0 ～ P 4 2
- (5) その他

水産第 4276 号  
令和 4 年 2 月 9 日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理  
漁獲可能量の変更（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり変更したいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を令和 4 年 2 月 17 日（木）までに求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・永江）

有漁調委第 78 号  
令和 4 年 2 月 15 日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 様

特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量  
の変更（案）に係る協議の付託について（依頼）

今般、佐賀県知事から別添のとおり諮問があり、緊急に委員会を開催し、答申  
する必要がありますが、答申期限までに委員会を開催することが困難であるこ  
とから、貴海区での承認でもって当海区の承認とさせていただきたく、下記のと  
おり協議を付託します。

#### 記

##### ○付託する協議事項

「特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更  
（案）」について

くろまぐろに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

特定水産資源	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	9.4トン
くろまぐろ（大型魚）	12.9トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業	9.4トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業	12.9トン

別記様式第 12 号（漁業法第 15 条関係）

3 水管第 2739 号  
令和 4 年 2 月 8 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る  
意見照会

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更するにあたり、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和 4 年 2 月 18 日（金）までに提出願います。

記

（表）くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚）	4.0トン	9.4トン
くろまぐろ（大型魚）	8.2トン	12.9トン

水産第 4072 号  
令和4年2月8日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

玄海における漁業許可方針について(諮問)

令和4年3月31日をもって許可期間が満了する下記の漁業の許可更新にあたり、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第3項および第5項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

については、令和4年2月 24 日(木)までに答申してください。

記

- 1 中型まき網漁業(1そうまき網漁業、2そうまき網漁業)
- 2 小型まき網漁業(2そうまき網漁業)
- 3 しき網漁業(いわし・さんましき網漁業)

(担当:農林水産部水産課漁業調整担当 川崎・寺田)

## 中型まき網漁業

まき網漁業（1 そうまき網漁業及び2 そうまき網漁業とする。）

### 第1 制限措置

#### (1) 漁業種類

中型まき網漁業

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業法第57条第7項第1号の規定による許可枠の範囲内 2統

#### (3) 船舶の総トン数

① 1 そうまき網漁業にあつては、5トン以上20トン未満とする。

② 2 そうまき網漁業にあつては、5トン以上15トン未満とする。

#### (4) 推進機関の馬力数

制限なし

#### (5) 操業区域

佐賀県玄海海域

#### (6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

#### (7) 漁業を営む者の資格

① 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。

ア 許可を承継する者。ただし、承継許可は以下の場合に限る。

i) 経営安定のため他の漁業者と共同経営する場合。ただし、従来の許可受有者が出資額において過半数を占めるときに限る。

ii) 従事者が自立する場合。ただし、従事期間が申請日より前1か年以上のときに限る。

iii) 相続の場合

イ 経営の安定化又は省力化を図るため、小型まき網漁業から中型まき網漁業に転換する者

ウ 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者

② 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もう

とする者

③ 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

④ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者

⑤ 適切な資源管理を实践できる者

⑥ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

5年以内

第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年2月 日から令和4年3月 日までとする。

2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、2件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

3 令和9年2月26日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が2件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

4 合計数が2件に到達した日以降から令和9年2月5日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日の場合は、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上



記3に同じ。

#### 第4 許可の基準

合計数が2件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年3月31日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 「第1-(7) 漁業を営む者の資格①」のアに該当する者
- (3) 「第1-(7) 漁業を営む者の資格①」のイに該当する者
- (4) 「第1-(7) 漁業を営む者の資格①」のウに該当する者

#### 第5 条件

##### 1 操業区域の制限

- (1) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
- (2) 仮屋湾内（玄海町瓜崎と唐津市肥前町大崎を結ぶ直線以南の海域。以下同じ。）においては、5月1日から5月31日まで及び12月1日から翌年2月末日まで操業してはならない。
- (3) 呼子港域内（唐津市呼子町友崎から同市加部島宮崎に引いた直線と同市加部島ツイタ鼻から唐津市鎮西町波戸岬に引いた直線及び陸岸により囲まれた海面。以下同じ。）のうち、唐津市呼子町尾ノ上鼻東端から同市加部島宮崎に引いた直線と同市加部島南西端から唐津市呼子町弁天鼻西端に引いた直線及び陸岸により囲まれた海域において操業してはならない。

##### 2 漁具、漁法の制限

- (1) 火船（集魚灯設備を有する船舶をいい、主たる船舶に集魚灯設備を有するものを含む。以下同じ。）の隻数は1統につき3隻以

内、集魚灯の光力は火船1隻につき10キロワット以内とする。

- (2) 唐津湾内（唐津市土器崎北端、唐津市神集島北端及び福岡県糸島市志摩姫島北端を結ぶ直線以南の佐賀県海域）及び呼子港域内においては、集魚灯を利用して操業してはならない。
- (3) 仮屋湾内において集魚灯を利用して操業する場合は、火船の隻数は1統につき2隻以内、集魚灯の光力は火船1隻につき2キロワット以内とする。

### 3 魚種の制限

クロマグロを採捕してはならない。（ただし、混獲時の再放流分は除く。）

## 小型まき網漁業

### 第1 制限措置

#### (1) 漁業種類

2 そうまき網漁業

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

4 統

#### (3) 船舶の総トン数

制限なし

#### (4) 推進機関の馬力数

制限なし

#### (5) 操業区域

佐賀県玄海海域

#### (6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

#### (7) 漁業を営む者の資格

① 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。

ア 許可を承継する者。ただし、承継許可は以下の場合に限る。

i) 経営安定のため他の漁業者と共同経営する場合。ただし、従来の許可受有者が出資額において過半数を占めるときに限る。

ii) 従事者が自立する場合。ただし、従事期間が申請日より前1か年以上のときに限る。

iii) 相続の場合

イ 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者

② 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

③ 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

④ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」

という。)第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者

⑤ 適切な資源管理を实践できる者

⑥ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

5年以内

第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年2月 日から令和4年3月 日までとする。

2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、4件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

3 令和9年2月26日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が4件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

4 合計数が4件に到達した日以降から令和9年2月5日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日の場合は、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が4件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、

同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年3月31日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。

(2) 「第1-(7) 漁業を営む者の資格①」のアに該当する者

(3) 「第1-(7) 漁業を営む者の資格①」のイに該当する者

## 第5 条件

### 1 操業区域の制限

(1) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

(2) 仮屋湾内（玄海町瓜崎と唐津市肥前町大崎を結ぶ直線以南の海域。以下同じ。）においては、5月1日から5月31日まで及び12月1日から翌年2月末日まで操業してはならない。

(3) 呼子港域内（唐津市呼子町友崎から同市加部島宮崎に引いた直線と同市加部島ツイタ鼻から唐津市鎮西町波戸岬に引いた直線及び陸岸により囲まれた海面。以下同じ。）のうち、唐津市呼子町尾ノ上鼻東端から同市加部島宮崎に引いた直線と同市加部島南西端から唐津市呼子町弁天鼻西端に引いた直線及び陸岸により囲まれた海域において操業してはならない

### 2 漁具、漁法の制限

(1) 漁具の規模は、浮子方の長さ400メートル以内とする。

(2) 火船（集魚灯設備を有する船舶をいい、主たる船舶に集魚灯設備を有するものを含む。以下同じ。）の隻数は1統につき2隻以内、集魚灯の光力は火船1隻につき10キワット以内とする。

(3) 唐津湾内（唐津市土器崎北端、唐津市神集島北端及び福岡県糸島市志摩姫島北端を結ぶ直線以南の佐賀県海域）及び呼子港域内においては、集魚灯を利用して操業してはならない。

- (4) 仮屋湾内において集魚灯を利用して操業する場合は、火船の隻数は1統につき2隻以内、集魚灯の光力は火船1隻につき2キワット以内とする。

### 3 魚種の制限

クロマグロを採捕してはならない。(ただし、混獲時の再放流分は除く。)

# しき網漁業

## 第1 制限措置

### (1) 漁業種類

いわし・さんましき網漁業

### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

50隻

### (3) 船舶の総トン数

4トン以上15トン未満

### (4) 推進機関の馬力数

制限なし

### (5) 操業区域

佐賀県玄海海域

### (6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

### (7) 漁業を営む者の資格

- ① 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ② 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を實踐できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者
- ⑥ 中型まき網漁業又は小型まき網漁業を営んでいない者

## 第2 許可の有効期間

5年以内

## 第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年2月 日から令和4年3月 日までとする。

2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、50件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

3 令和9年2月26日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が50件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

4 合計数が50件に到達した日以降から令和9年2月5日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日の場合は、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

#### 第4 許可の基準

合計数が50件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

(1) 基準日において従前の当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年3月31日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。

(2) 基準日において当該知事許可漁業の許可（従前の許可を含む。）を有していた2親等以内の親族の廃業（この許可方針に基づく更新申請を行わない場合を含む。）に伴い、許可を受けていた船舶と同じ船舶にて当該知事許可



漁業を営もうとする者。ただし、当該順位の適用は、廃業する許可件数の範囲までとする。なお、許可を有していた者が上記（１）の適用に計上した従前の許可及び代船申請のために廃業した許可は、この順位の適用に計上することはできない。

（３） 基準日から過去５年間に於いて当該知事許可漁業の許可（従前の許可を含む。）を有していたことがある者

（４） 基準日に於いて当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者

（５） 上記（１）から（４）に該当しない者

## 第５ 条件

### １ 操業区域の制限

（１） 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

（２） 唐津市土器崎北端、唐津市神集島北端及び福岡県糸島市志摩姫島北端を結ぶ直線以南の佐賀県海域では操業してはならない。

### ２ 漁具、漁法の制限

（１） 漁具の規模は、浮子方の長さ２００メートル以内とする。

（２） 集魚灯の光力は１０キロワット以内とする。なお、火船専用船を使用してはならない。

### ３ 魚種の制限

クロマグロを採捕してはならない。（ただし、混獲時の再放流分は除く。）

水産第 4353 号  
令和 4 年 (2022 年) 2 月 16 日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 崙 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所におけるカキの試験養殖について(協議)

このことについて、別添のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部水産課)

# 試験養殖承認申請書

令和4年 2月 7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎 利

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的 カキ類の養殖試験（筏方式）
- 2 水産物の名称 カキ類
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
松区第302号（魚類小割養殖業）漁場の一部  
10m×10mの養殖試験筏を4基 計3,000㎡
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より1年間
- 5 養殖の方法及び規模  
方法；稚ガキの付いたホタテ殻垂下連  
規模；10m×10mの養殖試験筏を4基

## 添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 同意書

## 理由書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所(以下「唐津市統括支所」という)管内においても、唐津市鳩川地先(松区第502号および松区第503号、以下「鳩川地先」という)でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られている。

しかしながら、鳩川地先は外洋からの風波の影響、特に冬期の強い季節風による風波の影響を受け易く、マガキ出荷の最盛期である冬期に季節風により養殖管理・出荷作業が出来ない日も多々ある。

さらに、唐津市統括支所では漁業新規就業者の受入れを行っているが、鳩川地先のカキ養殖区画は既に手狭になっており、漁業新規就業者に割り振るカキ養殖区画の確保が喫緊の課題となっている。

一方、鳩川地先の近隣海域の唐津市大島地先(大島西側)には、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場(以下「松区第302号」という)がある。この松区第302号は消波堤の内湾側に位置し、鳩川地先に比べ外洋からの風波の影響を受け難く、冬期の季節風が強い日でも魚類の養殖管理・出荷作業が可能であった。同支所では松区第302号の有効活用が検討されているところである。

そこで、玄海水産振興センターの指導の下、松区第302号の一部を利用してカキ類の試験養殖を行い、生残・身入りの把握を行うとともに、鳩川地先との生残、身入りの比較を行うものである。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182

氏 名 佐賀玄海漁業協同

代表理事組合長 川寄 利

## カキ類試験養殖計画書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所(以下「唐津市統括支所」という)管内においても、唐津市鳩川地先(松区第502号および松区第503号、以下「鳩川地先」という)でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られている。

しかしながら、鳩川地先は外洋からの風波の影響、特に冬期の強い季節風による風波の影響を受け易く、マガキ出荷の最盛期である冬期に季節風により養殖管理・出荷作業が出来ない日も多々ある。

さらに、唐津市統括支所では漁業新規就業者の受入れを行っているが、鳩川地先のカキ養殖区画は既に手狭になっており、漁業新規就業者に割り振るカキ養殖区画の確保が喫緊の課題となっている。

一方、鳩川地先の近隣海域の唐津市大島地先(大島西側)には、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場(以下「松区第302号」という)がある。この松区第302号は消波堤の内湾側に位置し、鳩川地先に比べ外洋からの風波の影響を受け難く、冬期の季節風が強い日でも魚類の養殖管理・出荷作業が可能であった。同支所では松区第302号の有効活用が検討されているところである。

そこで、松区第302号の一部を利用してカキ類の試験養殖を行い、生残・身入り試験、試験出荷等を行うとともに、鳩川地先との生残、身入りの比較を行うこととする。

### 1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市大島地先(別図1)。

松区第302号(魚類小割養殖業)の一部を使用。

(2) 実施期間:令和4年3月(当該養殖試験が承認され次第)～令和5年2月、

(3) 試験内容

a) カキ類

ア 概要

筏式(鉄製)。

イ 養殖施設(別図2、別図3のとおり)。

・10m×10m筏 4基 計3,000㎡。

・その他の養殖方法は、鳩川地先と同様

ウ 試験方法

令和4年3月以降(養殖試験承認後)に筏およびカキ種苗を試験海域に設置

・設置後は同11月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認

・同12月から令和5年1月にかけて身入り試験および試験出荷

・同2月に試験終了・片付け

エ 養殖スケジュール

	R4.3月	6月	9月	11月	12月～R5.1月	R5.2月
作業内容	筏・種苗→養殖管理・生残確認		→生残・身入り試験		→→試験終了・片付け	
	設置		試験出荷			

2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

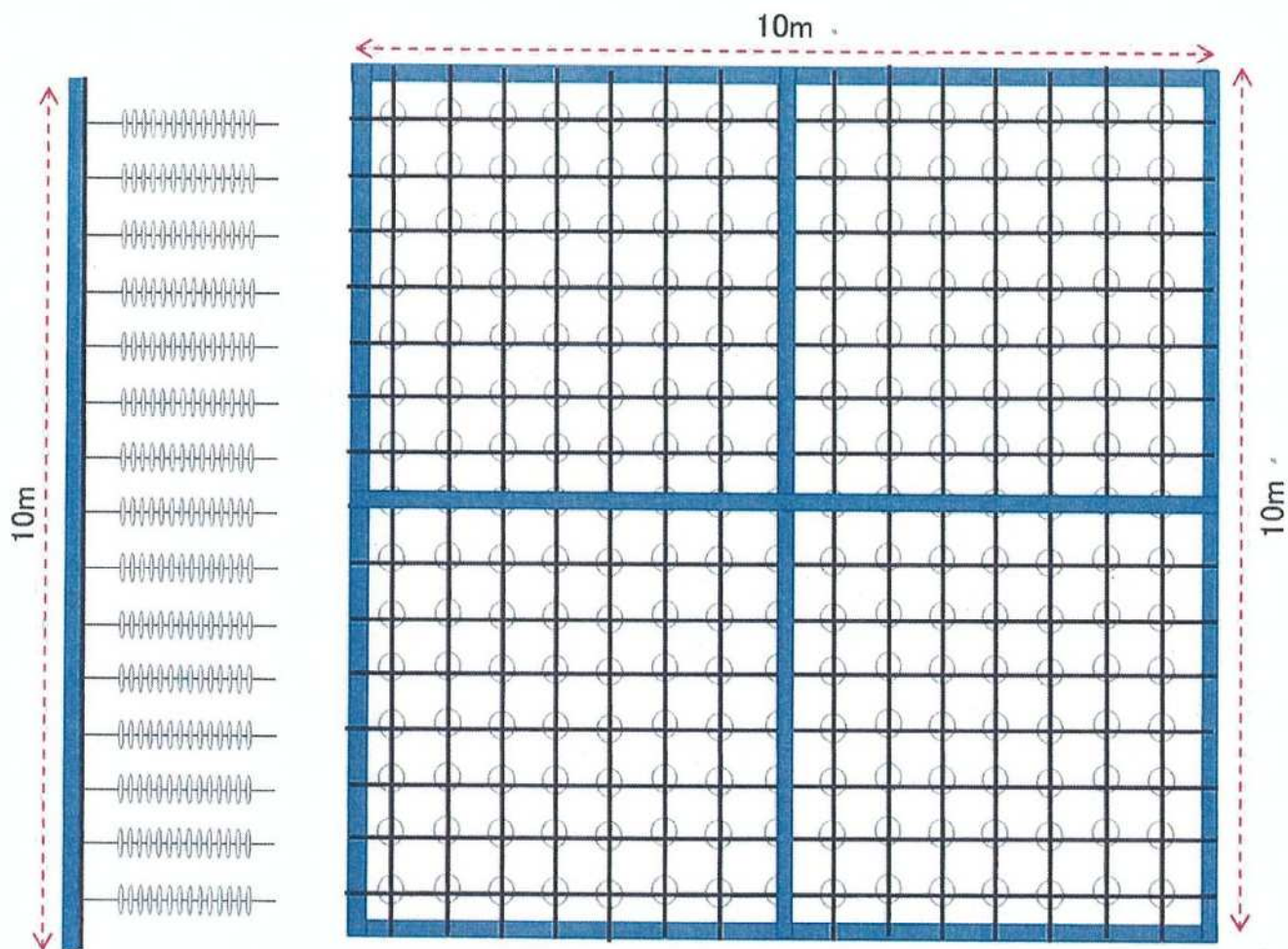
また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662



別図2

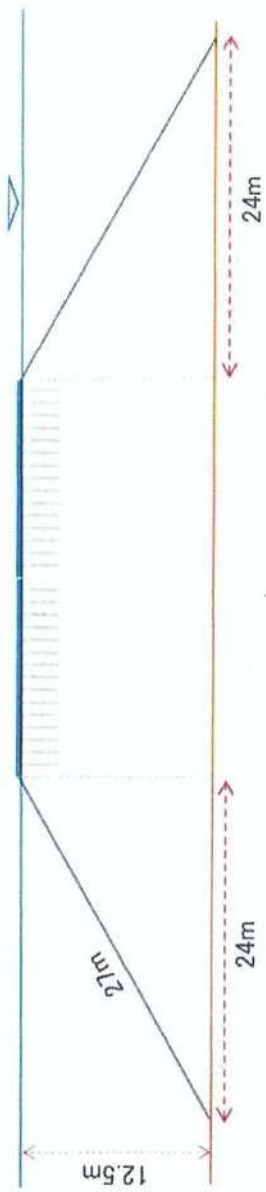


垂直図

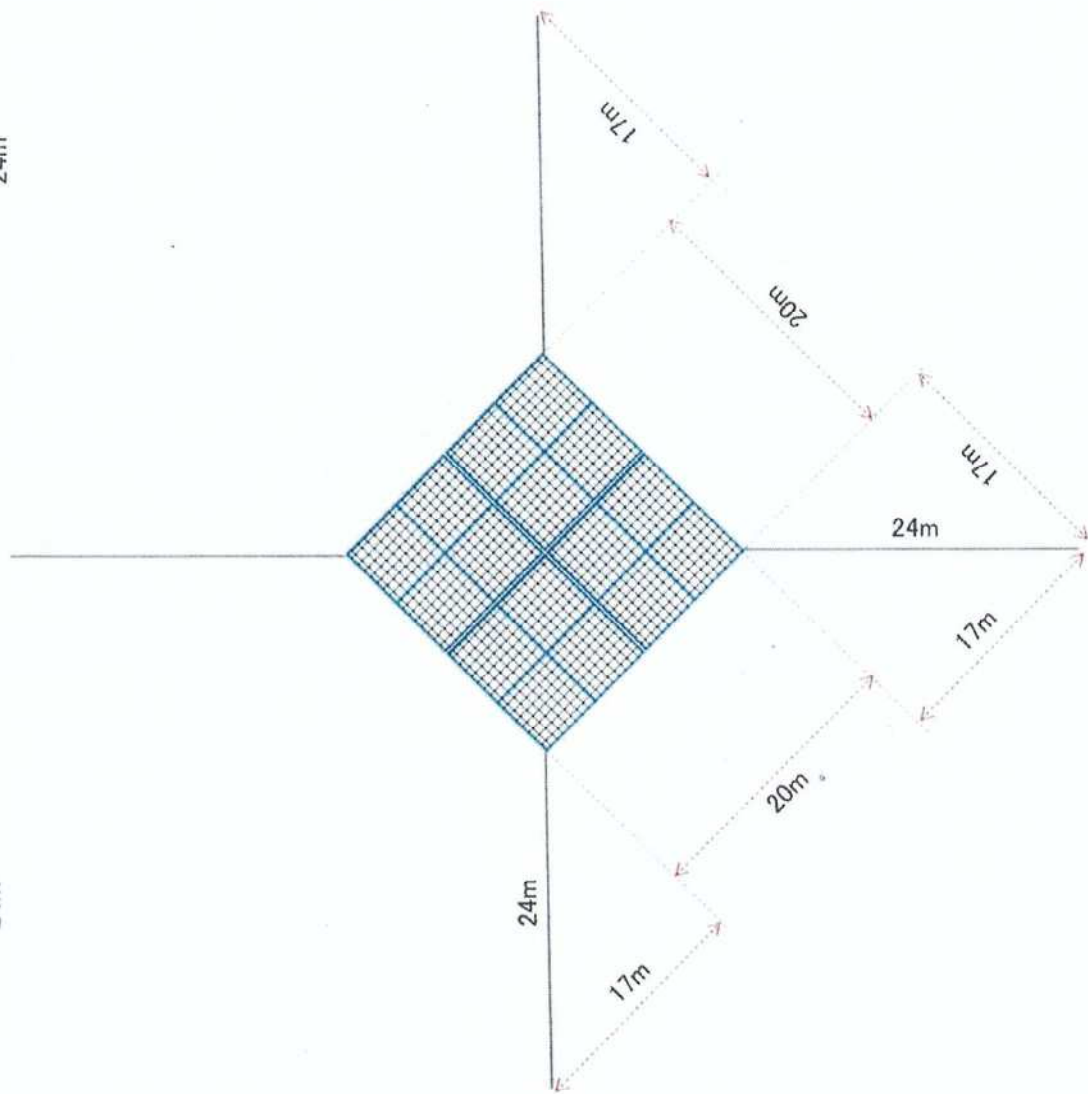
水平図



別图 3.



垂直图



水平图

# 同意書

松区第302号（魚類小割養殖業）漁場内で実施予定の、  
カキ試験養殖につきましては同意します。

令和 4年 2月 7日

住 所	氏 名	印

住所は代書可、氏名は代書不可。

住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

## 令和4年カキ試験養殖業務委託契約書

令和4年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、カキ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和5年2月28日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年2月7日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 達



乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和



唐 農 水 第 1 7 6 6 号  
令 和 4 年 2 月 7 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年2月7日付けで、佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるカキ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

## 意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所管内においては、唐津市鳩川地先でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られています。

しかしながら、その鳩川地先では、マガキ出荷最盛期である冬期の季節風による外洋の風波の影響で、養殖管理や、出荷作業の停止を余儀なくされることを問題視されており、加えてカキ養殖区画は手狭で、新規就業者受入れという点においても、早急に解決する必要があると考えております。

そこで、鳩川地先の近隣海域である大島地先には、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場（以下「松区第302号」）があり、季節風が強い日でも養殖管理や出荷作業が可能で、唐津市統括支所では松区第302号の有効活用を検討されています。

玄海地区の漁業の状況は依然厳しく、複合経営種として、養殖管理に最小限のコストで行えるカキの試験養殖は、良案であると考えており、玄海水産振興センターの指導のもと、松区第302号の一部を利用し、カキ類の試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

令和4年2月7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達



水産第4252号  
令和4年(2022年)2月9日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所におけるワカメの試験養殖について(協議)

このことについて、別添のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部水産課)

# 試験養殖承認申請書

令和 4 年 2 月 2 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 718-2-2222  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的                   ワカメの水<sup>1</sup>温上昇期における養殖試験（ロープ延縄式）。
- 2 水産物の名称       ワカメ ✓
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
唐津市唐房地先。  
松区第202号第1種区画漁業権（わかめ養殖業）漁場。  
占用面積 2,016㎡（別紙1,2参照）。
- 4 試験養殖期間       令和4年5月1日より令和4年5月31日。
- 5 養殖の方法及び規模  
方法； 通常養殖を実施しているワカメ養殖を5月1日以降も継続養殖し、  
ワカメ葉体の保持状況の把握を行う。  
規模； 0.3m×60m×56本=1,008㎡   2箇所。  
[1箇所当り40mの養殖ロープが56本]（別紙2,3参照）

## 添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）





## 理 由 書

当組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該支所所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源となっている。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対してウニ類（アカウニ、バフンウニ）、アワビ類の種苗生産用餌料として出荷している。

ただ、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会への出荷については、先方の種苗生産スケジュール変更等により養殖期間終了日4月30日以降になる場合があり、その際は健全なワカメ葉体の品質保持方法に苦慮することがある。

健全なワカメ葉体の品質を保持するためには、養殖漁場から陸揚げせず、そのまま養殖漁場内で養成していたほうが良いと考えられるが、現時点では5月1日以降の養殖漁場の使用が認可されていない。

さらに、養殖期間以降に養殖漁場内でワカメ葉体を養成した場合の葉体の状態変化についての知見等が不明である。

そこで、（玄海水産振興センターの指導の下、）当該地区で養殖期間終了後もワカメの養殖を継続して行い、漁場内における健全なワカメ葉体の保持期間の把握を行うものである。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182

氏 名 佐賀玄海漁業協同

代表理事組合長 川寄 利

## ワカメ養殖試験計画書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該支所所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源となっている。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対してウニ類(アカウニ、パファンウニ)、アワビ類の種苗生産用餌料として出荷している。

ただ、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会への出荷については、先方の種苗生産スケジュール変更等により養殖期間終了日4月30日以降になる場合があり、その際は健全なワカメ葉体の品質保持方法に苦慮することがある。

健全なワカメ葉体の品質を保持するためには、養殖漁場から陸揚げせず、そのまま養殖漁場内で養成していたほうが良いと考えられるが、現時点では5月1日以降の養殖漁場の使用が認可されていない。

さらに、養殖期間以降に養殖漁場内でワカメ葉体を養成した場合の葉体の状態変化についての知見等が不明である。

そこで、当該地区で養殖期間終了後もワカメの養殖を継続して行い、漁場内における健全なワカメ葉体の保持期間の把握を行う。

### 1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市唐房地先(別図1)

松区第202号第1種区画漁業権(わかめ養殖業)漁場

(2)実施期間:令和4年5月1日(当該養殖試験が承認され次第)～令和4年5月31日

(3)試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・0.3m×60m×56本×2箇所=2,016 m<sup>2</sup> (別紙2,3参照)

・1箇所当り40mの養殖ロープが56本を設置(別紙2,3参照)

c) 試験方法

- ・通常養殖を実施しているワカメ養殖を5月1日以降も継続養殖する。
- ・数日おきにワカメ葉体の保持状況の確認および海水温の測定を行う。
- ・5月31日まで、もしくはワカメ葉体が流出した時点で試験を終了する。
- ・試験終了とともに片付けを行う。

d) 養殖スケジュール

期 間	令和4年5月1日～令和4年5月31日
作業内容	試験養殖 → ワカメ葉体状況確認 → 試験終了 片付け 開始 漁場水温測定

## 2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

## 3. その他

### (緊急時の措置)

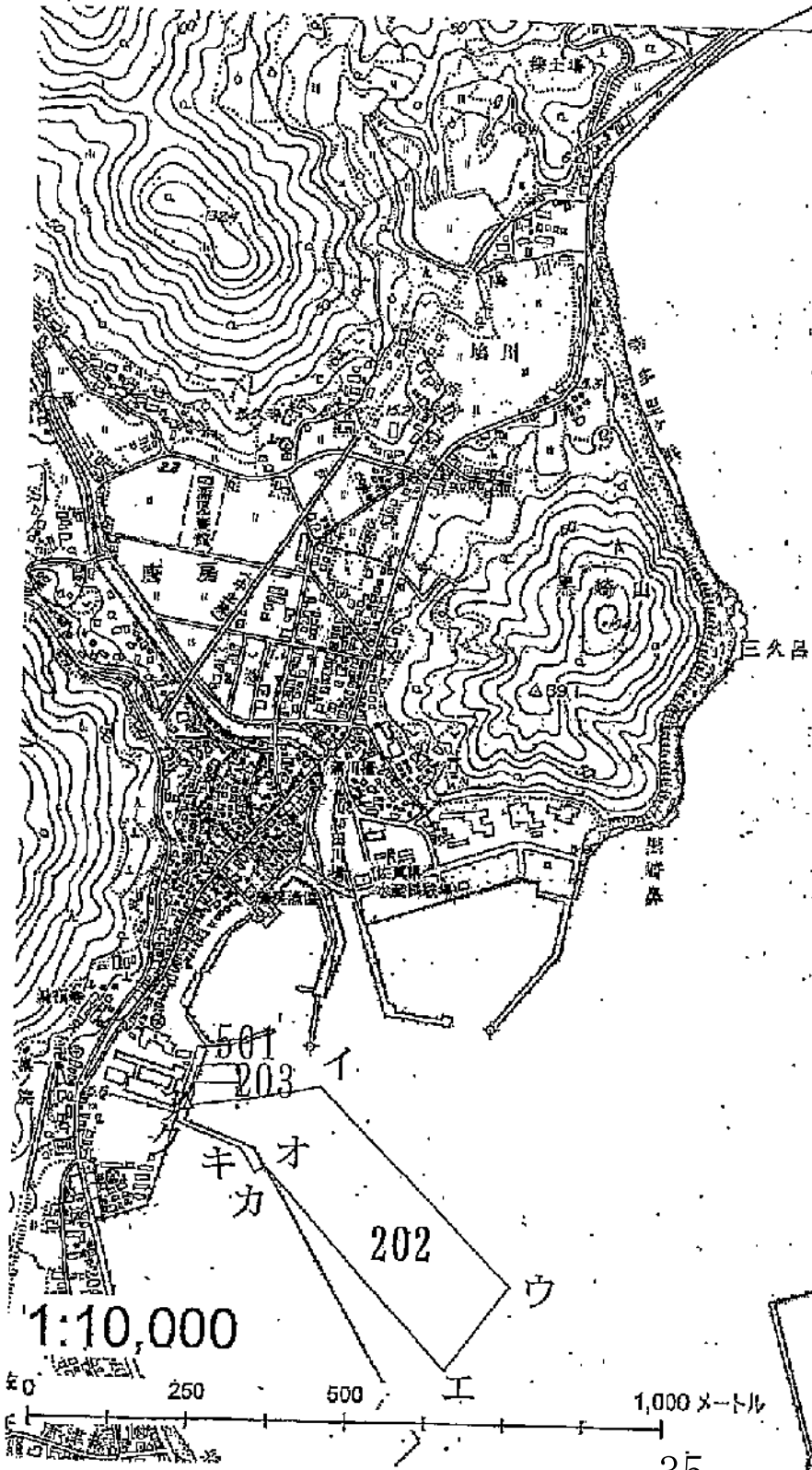
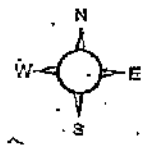
台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

### ○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所      0955-73-2662

別紙 1



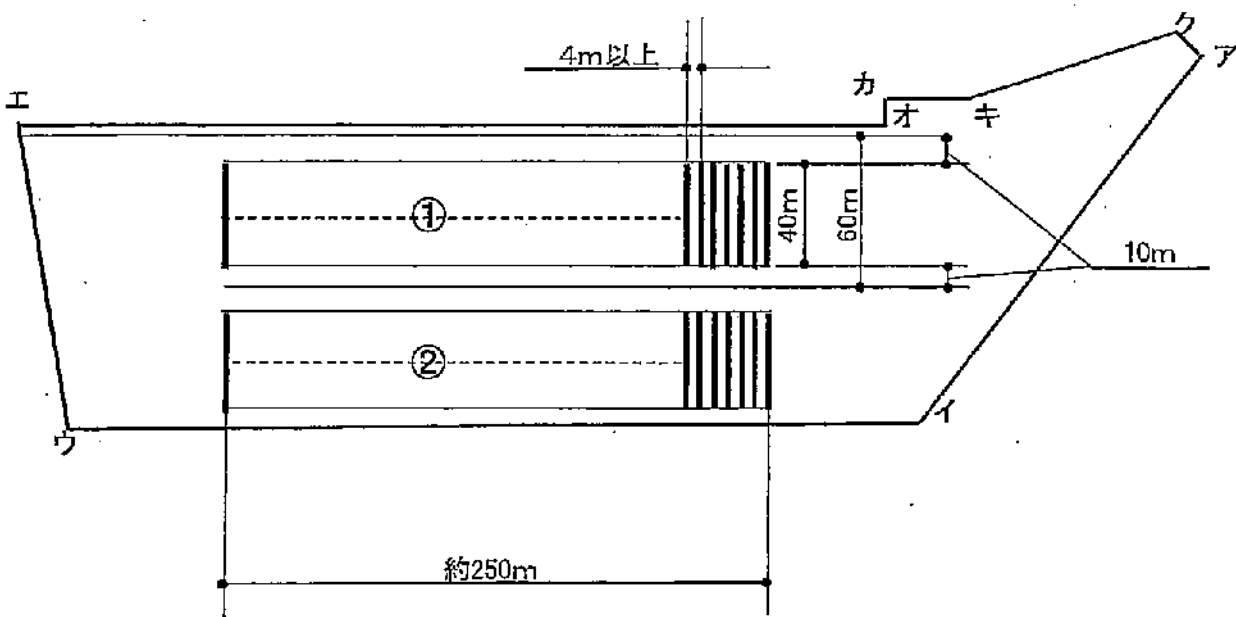
松区第202号わかめ養殖漁業漁場図  
(平面図)

占 用 面 積      2,016 $\text{m}^2$

本            数      尺球式筏112本

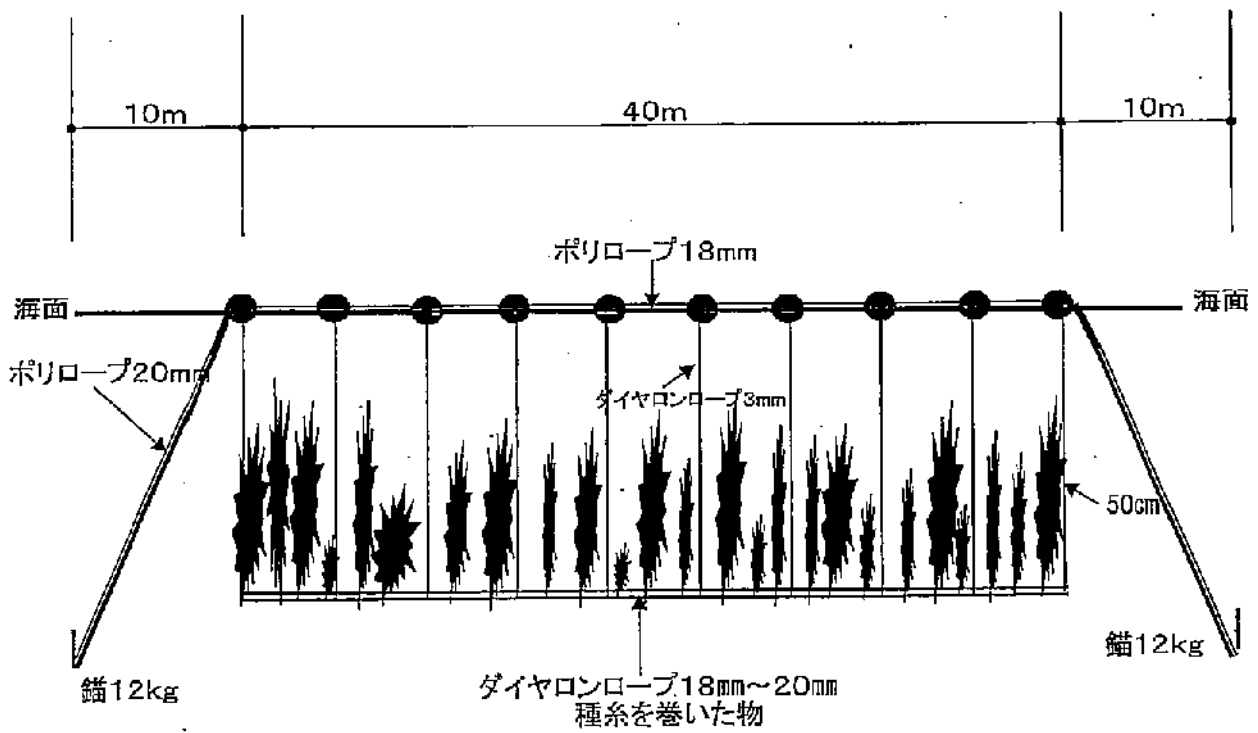
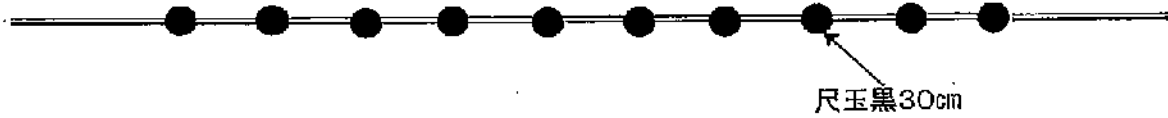
筏の算定面積      ①0.3 $\text{m} \times 60\text{m} \times 56\text{本} = 1,008\text{m}^2$   
                         ②0.3 $\text{m} \times 60\text{m} \times 56\text{本} = 1,008\text{m}^2$

※ 筏と筏間は4m以上とします、①に56本 ②に56本  
合計112本設置する事とします。



# わかめ養殖筏見取図

## 平面図

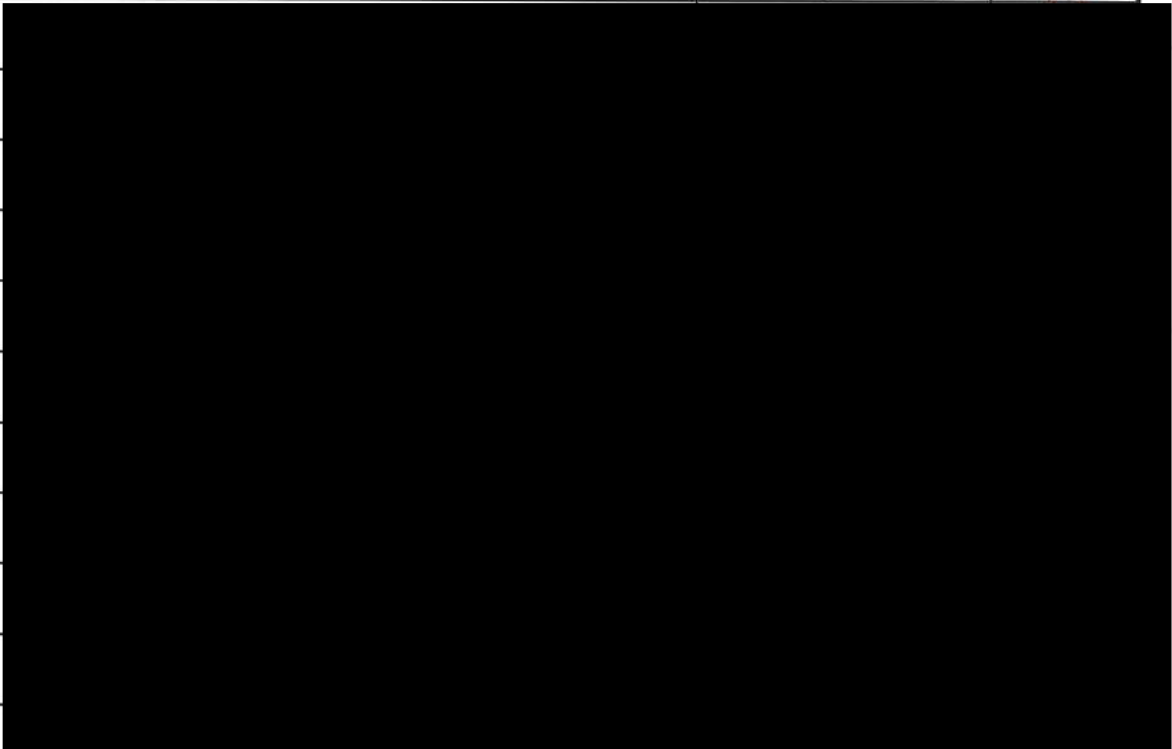


## 立面図

# 同意書

松共第202号第1種区画漁業権（わかめ養殖）漁場内で実施予定の、わかめ試験養殖につきましては同意します。

令和4年1月4日

住所	氏名	印			
					

住所は代書可、氏名は代書不可。

住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

## 令和4年ワカメ養殖試験業務委託契約書

令和4年養殖試験業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、ワカメ養殖試験業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

### （委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

### （状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

### （委託期間）

第4条 業務の委託期間は、令和4年5月1日から令和4年5月31日までとする。

### （費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

### （成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

### （契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。



(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年1月18日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄

唐 農 水 第 1 7 3 4 号  
令 和 4 年 2 月 2 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年2月2日付けで、佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川岸和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるワカメ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

## 意見書

佐賀玄海漁業協同組合においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源と認識しております。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対して種苗生産用餌料として出荷しておりますが、種苗生産スケジュールの変更等より健全なワカメ葉体の品質保持方法に苦慮し、養殖期間終了日である令和4年4月30日以降となる可能性が考えられます。

このため、養殖期間終了日以降に、ワカメ葉体の状態変化の知見等が不明となることから、ワカメの養殖を継続して行い、健全なワカメ葉体の保持期間を把握することが重要と考えておりますので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和4年2月2日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

